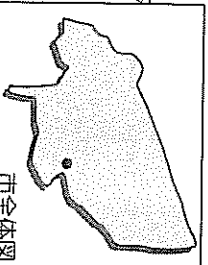
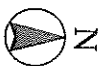
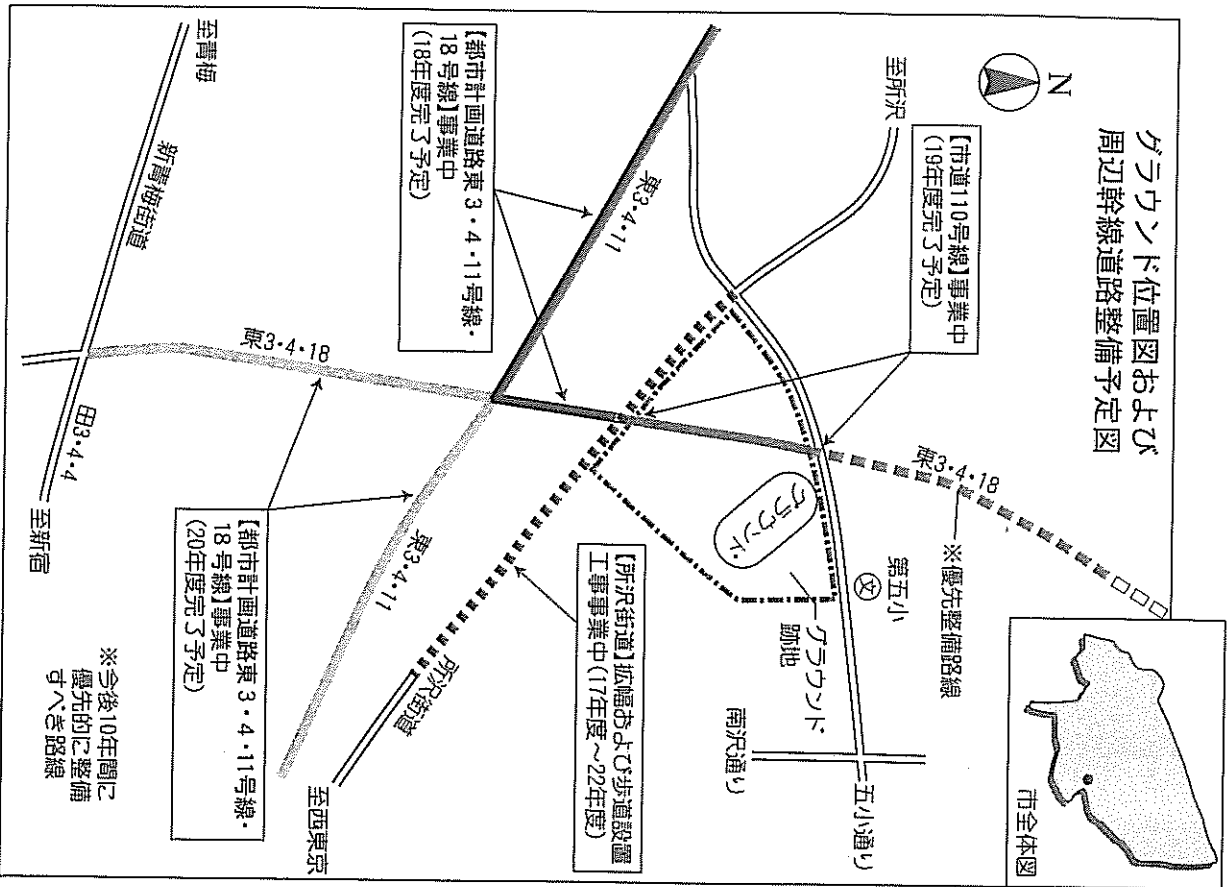


グラウンド位置図および 周辺幹線道路整備予定図



市は12年の都市計画で、残る当該グラウンド跡地を都市計画でスタンプに合った土地利用に計画を受け、市としても本格的にも、この地区計画策定業務の中で用途地域を近隣商業地域に變更していくことになりました。

市では現在、市南部地域の南沢五丁目地内にある金業所有のグラウンド跡地(約5.5ha)に、10年シミュレーションを誘導する取得を進めたいです。この取り組みは、16年3月の市議会報告会において公表した「都市計画でスタンプに合った土地利用に誘導する考え」に基づいたものです。今後の予定などについてお知らせします。

南沢五丁目「オゾンピンクセンター」誘導の取り組みについてお知らせします

土地をへてを住宅とするよりは、地域の活性化や市の税収構造の改善などにつながる土地活用が、市のまっすぐに、とって望ましいとの判断から決めたものです。既に15年度中に土地所有者から土地活用に関する事前相談があり、市側のまっすぐの考え方などについて理解・協力が得られ、16年度に市の考えなどを具体化する計画策定業務に着手しました。その後、17年5月に、土地所有者から「オゾン株式会社による商業施設スタンプに合った土地利用計画」の開発を行いたいとの報告を受け、市としても本格的にも、この地区計画策定業務の中で用途地域を近隣商業地域に變更していくことになりました。

店舗規模の概要

(18年1月・環境影響評価計画書料による)

項目	内容等	
商業施設棟	地上4階	
	店舗	1～3階
	駐車場	4階、屋上
立体駐車場棟	地上4階	
	駐車場	1～4階、屋上
延べ床面積	約96,100㎡	
	商業施設棟	約74,800㎡
	立体駐車場棟	約20,300㎡
駐車台数	約2,020台	
	商業施設棟	約1,170台
	立体駐車場	約850台

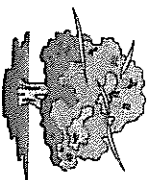
取り組みの現状

市では17年11月・18年5月の限り進めるなどの対応を図っていくことになりました。計画制度を活用した取り組みに関する基本的な方針(案)や所沢街道などの幹線道路の整備予定については上図を参照ください。また、市道整備に向けた説明会を開催し、アンケート調査などを行いま

た。頂いた意見・ご要望の、中には、市の考えである「地域の活性化や市の税収構造の改善」にご理解をいただいたもの、出店を楽しみにするもの、一方で、出店した場合には予想される交通渋滞や排気ガスによる生活環境や健康面への悪影響に不安や懸念を寄せるものなど、賛否両論きまざまなものがありました。市としても、出店に伴う心配や不安をできるだけ解消する努力が必要不可欠と考えていました。

取り組みの今後

きるだけ解消する努力が必要不可欠との判断から、都市計画審議会に諮る時期は、現在在事業者が行っている環境アセスメントに対する都・環境影響評価協議会の答申を得てから行うことにしました。なお、都市計画審議会に諮る時期は19年3月ごろを想定しては、事前に市都市計画審議会に諮る予定です。



当該地区での地区計画制度を活用した取り組みのうち、地区計画に関しては、都市計画決定することが必要で影響評価協議会の答申を得てから行うことにしました。なお、都市計画審議会に諮る時期は19年3月ごろを想定しては、事前に市都市計画審議会に諮る予定です。

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場
法律相談	6日・13日 20日・27日 いずれも水曜日 午前10時から	弁護士 弁護士	11月30日(木) 12月14日(木)	市役所2階 相談室
登記相談	6日(水)午後1時から	司法書士	12月1日(金)	市役所2階 相談室
表示登記相談	6日(水)午後1時から	土地家屋調査士	12月1日(金)	市役所2階 相談室
税務相談	13日(水)午後1時から	税理士	12月8日(金)	午前8時半から 午後8時 電話で 午前9時から 午後4時 電話で 午後4時 電話で 午後4時 電話で
人権の上相談	20日(水)午後1時から	人権擁護委員	12月12日(火)	午前8時半から 午後8時 電話で 午前9時から 午後4時 電話で 午後4時 電話で
不動産相談	20日(水)午後1時から	宅地建物取引士	12月15日(金)	午前8時半から 午後8時 電話で 午前9時から 午後4時 電話で 午後4時 電話で
交通事故相談	27日(水)午後1時から	弁護士	12月21日(木)	午前8時半から 午後8時 電話で 午前9時から 午後4時 電話で 午後4時 電話で
相続・遺言・成年後見等相談	13日(水)午前10時から	行政書士	12月7日(木)	午前8時半から 午後8時 電話で 午前9時から 午後4時 電話で 午後4時 電話で
経営相談	平日の 午前10時～午後4時	市商工会 経営指導員	前日までに東久留米市商工会 会471・757	東久留米市 商工会
女性の悩みごと相談	4日・11日 18日・25日 いずれも月曜日 午後1時半～4時半	女性 カウンセラー	11月20日(月) 12月4日(月)	午前9時から 午後4時 電話で 午後4時 電話で
女性弁護士による 女性弁護士相談	1日(金)午前9時半～ 午後4時半	女性弁護士	11月17日(金)	午前9時から 午後4時 電話で 午後4時 電話で

12月の お気軽にご相談



相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	13日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	8日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	さいわい福祉センター
心身障害者(児)相談	24時間随時477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
動物なんでも相談	15日(金)午後1時半～2時半	獣医師	市役所2階相談室
職業相談	開庁日の 午前9時～午後5時	ハローワーク 三鷹職員	市役所6階 ワークコーナー
住宅増改築相談	14日(木) 午前10時～午後4時	市住宅増改築等 促進事業登録団体協議会	市役所2階相談室
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 ※電話相談も可473・4505	消費生活相談員	生活文化課 (市役所2階)
電話なんでも相談 (車女留米市社)	月曜・水曜・金曜日 午前10時～午後4時	市民ボランティア	東久留米市社会